

様式第3号(第3条関係)

行政文書一部開示決定通知書

17三令高第652号
平成17年6月29日

西三河後見ネット
代表 前本好江様

三好町長 久野知英



平成17年6月22日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、三好町情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	成年後見制度に係る町長による審判の請求に関する以下の文書。 ①平成16年4月以降に制定又は改正した、町長による審判の請求 手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。 ②審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度予算の詳細 (対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書。 ③審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成16年度の実績(件 数及び費用)を記した文書。	
開示を実施する日時及び場所	日時	**年**月**日 **時**分
	場所	*****
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	10円
	2 写しの送付に要する費用 郵便切手	80円分
開示しないこととした部分	行政文書の名称のうち①及び③	
開示しないこととした根拠規 定及び当該規定を適用する理 由	三好町情報公開条例第2条第2号に規定する実施機関が保有する ものに該当しないため。 (当該開示請求に係る行政文書は、開示請求内容に係る行政文書を作 成又は取得した事実がないため。)	
担 当 課 等	高齢福祉課 電話 (0561) 32-8009	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、三好町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、三好町を被告として(訴訟において三好町を代表する者は三好町長となります。)、提起することができます(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取り消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

- 注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しく下さい。
2 当日の都合が悪い場合には、あらかじめ担当課まで連絡してください。